

## 山梨県商店街活力再生支援事業実施要領

- 1 山梨県商店街活力再生支援事業費補助金の取扱いについては、山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。
- 2 交付要綱別表1（活性化支援事業）に定める「補助対象経費」については、次のとおりとする。

経費区分	内 容	経費対象の説明
謝 金	講師等謝金	講師・研究員等外部専門家の謝金
旅 費	講師等旅費	講師・研究員等外部専門家の旅費（助成対象事業者の会員、組合員、役職員等の内部関係者や先進地視察は不可）
庁 費	会議費	講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る（会議におけるお茶菓子代、アルコールや弁当代は不可）
	資料作成費	資料のコピー代等
	通信運搬費	郵便料金や運送代等。補助事業用にかかったことが明確に区分され、金額が特定できるもの
	雑役務費	調査等の作業に使ったアルバイト賃金。ただし、単価根拠を明確にすること
事業経費	店舗等賃借料	イベントのための短期間の店舗賃借料
	会場借料	会議・フォーラム等開催用の会議室等の会場借料（講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る）
	プロバイダ契約料・使用料	ホームページ開設等を実施する際にインターネット接続業者に支払う経費
	回線使用料	ホームページ開設事業等での回線使用料
	広告宣伝費	チラシや広告掲載等の広告宣伝費
	機器借上・借損料	機械・機器の借上げ等の借損料
	消耗品費	補助事業で使用するものを明確に区分すること。飲食、景品等販促物品に係る経費は対象外
	委託費	専門的技術を必要とする事業に限り認める。また、成果品は実績報告時に提出すること。随意契約の場合は根拠を示すこと
	原稿料	報告書等作成に係る原稿料
	報告書作成費	報告書作成に係る経費で印刷製本費除く部分
	印刷製本費	報告書等の印刷製本費
	集計・分析費	調査・分析・計画策定に係る集計・分析費
	知事が必要と認める経費	事業の実施に必要な経費で知事が必要と認める経費

※振込手数料、契約に係る印紙代及び光熱水費は補助対象とならない。

- 3 交付要綱別表2（施設整備事業）に定める事業の実施に当たっては、市町村、商工会議所等と十分な協議を行うとともに、市町村公共事業との合併施工等についても検討を行うものとする。

また、道路等に施設を設置する場合であって、その設置について道路管理者等行政庁の許認可を必要とする場合には、十分な協議を行うものとする。

- 4 交付要綱別表3（創業支援事業）及び別表4（空き地空き店舗利用促進事業）に定める「補助対象経費」については、次のとおりとする。

経費区分	内 容	経費対象の説明
庁 費	雑役務費	管理等の作業に使ったアルバイト賃金。ただし、単価根拠を明確にすること
事業経費	内装・設備工事費	空き店舗の施設として一体となることが認められるもの
	店舗等賃借料	市町村や商工会議所等が補助する店舗等賃借料
	広告宣伝費	チラシや広告掲載等の広告宣伝費
	機器借上・借損料	機械・機器の借上げ等の借損料
	消耗品費	補助事業で使用するものを明確に区分すること。飲食、景品等販促物品に係る経費は対象外
	知事が必要と認める経費	事業の実施に必要な経費で知事が必要と認める経費

※振込手数料、契約に係る印紙代及び光熱水費は補助対象とならない。